



平成 19 年 4 月 6 日

各 位

東京都中央区銀座一丁目 2 番地  
株式会社宮入バルブ製作所  
代表取締役社長 高井 洋  
(コード番号 6495 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役管理部長 田宮 智子  
電 話 : 03-3535-5575

## 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び 第 1 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は平成 19 年 4 月 6 日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付、以下「本新株予約権付社債」という。）の発行と第三者割当の方法による第 1 回新株予約権（以下、「第 1 回新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 【資金調達目的】

当社は、LP ガスを主体とした高圧ガスバルブメーカーとして国内需要のみならず、経済発展著しいアジア地域で営業活動を活発化させてまいりました。しかしながら、原材料の高騰により収益性が低下し業績見通しは厳しい状況であります。生産コストの低減を図るためには、積極的に海外進出を行い海外の安い労働力による工場の生産効率を高めることが重要といえます。

このたびの当社のエクイティ・ファイナンスを決議した理由は、次のような目的であります。

- ① 財務体質の強化
- ② 海外進出及び内外メーカーの買収
- ③ 老朽化した生産設備の廃棄及び最新設備への投資

### 【転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を発行する目的】

生産設備を有して事業を展開する当社としては、資金が豊富であることは経営を進める上で非常に重要なものです。

但し、具体的な投資のタイミングと資金の調達は常にマッチしておらず、エクイティ・ファイナンスに頼る場合も、建設から生産設備が実際稼動し業績に寄与するまでは相当な時間を要しますし、それが海外における生産設備の保有となると長い時間のリスクが想定されます。

この時間的な問題を引受人に全てリスクとして転嫁できないことから資金調達を実施するには、社債の側面を有しますが新株予約権が付与されることで株式に転換できることで利息が無く、当社の事業が順調に進んだ場合、株価への好影響が期待され、結果社債から株式に転換されるこ

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

とで自己資本に組み込める転換社債型新株予約権付社債が最適であると判断します。また、全額を転換社債型新株予約権付社債で調達できない分を補う目的で、事業の成長のステップを新株払込みで可能とする新株予約権を併せて発行することといたしました。

また、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び第 1 回新株予約権は以下の特徴を有しており、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みとなっており、資金調達の方法としては現時点では最良の選択であると考えております。

#### (1) 譲渡制限

本新株予約権付社債に付された新株予約権及び第 1 回新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当方式であり、割当予定先から第三者へは新株予約権のままでは譲渡されません。

#### (2) コールオプション条項

当社の選択によりいつでも行使することが可能なコールオプションが付されており、当社はいつでも第 1 回新株予約権 1 個につき 105,120 円で残存する第 1 回新株予約権を取得し消却することができます。本新株予約権付社債については、残存する本新株予約権付社債を払込み額面で買入することで消却することができます。

#### (3) 行使価額が固定化

本新株予約権付社債の新株予約権は、行使価額（転換社債の場合は転換価額）の修正について株式分割等による場合を除くと変動する修正条項がありません。また、第 1 回新株予約権は、行使価額の修正について株式分割等による場合と第 1 回新株予約権を取得する場合を除くと変動する修正条項がありません。それぞれ行使価額を下回る株価下落時には積極的に転換されず、発行済み株式数の増加を抑制いたします。

#### (4) 目的となる株式数の限定

行使価額の調整があった場合を除けば、本新株予約権付社債の新株予約権及び第 1 回新株予約権の目的である株式の数が定まっており、既存株式価値の希薄化は限定されています。

#### (5) 借株の制限

割当予定先は、本新株予約権付社債の新株予約権及び第 1 回新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外に、空売りを目的として、当該株式の借株を行わないません。

### 記

#### 一. 第三者割当による本新株予約権付社債の発行

##### 1. 本新株予約権付社債の名称

株式会社宮入バルブ製作所第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

##### 2. 本新株予約権付社債の発行総額

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
---

20 億円（額面総額 20 億円）

3. 各本新株予約権付社債の金額

金 1 億円の 1 種

なお、各本新株予約権付社債を分割することはできない。

4. 本新株予約権付社債券の形式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

5. 利率

本社債には利息は付さない。

6. 発行価額

本社債の発行価額は額面 100 円につき金 100 円とし、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しない。

7. 償還価額

額面 100 円につき金 100 円

8. 償還期限

平成 24 年 4 月 23 日

9. 申込期間

平成 19 年 4 月 23 日から平成 19 年 4 月 23 日まで

10. 払込期日

平成 19 年 4 月 23 日

11. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全額をグリーン投資事業有限責任組合 1 号に割当てる。

12. 物上担保・保証の有無

本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

13. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

14. 財務上の特約

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、新株予約権を行使したときはかかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす旨の決議を行っているものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保附社債信託法第 77 条の規定に準じて公告する。

(2) 本社債には担保附切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

#### 15. 本社債償還の方法及び期限

##### (1) 本社債の満期償還

平成 24 年 4 月 23 日（償還期限）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却については本項第(3)号乃至第(4)号に定めるところによる。

##### (2) 当社の選択による繰上償還

当社は、本社債権者に対し 30 日前までの事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円でいつでも繰上償還することができる。

##### (3) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、本社債の発行日の翌日以降 6 ヶ月毎に、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の 30 営業日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて第 21 項記載の償還金支払場所に預託しなければならない。

##### (4) 買入消却

当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。

(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。

#### 16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。

- ① 当社が、いずれかの本社債につき、第 14 項第(1)号又は第 15 項第(3)号の規定に違背し、7 日以内にその履行をすることができないとき。
- ② 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ③ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- ④ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ⑤ 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は会社整理開始若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。

当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

#### 17. 本新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告手続をし、その無効宣言があった後、確定した除権判決の謄本を添えて請求したときは、当社はこれに対し代り転換社債券を交付することができる。
- (2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚染したときは、当該本新株予約権付社債券を提出して代り転換社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
- (3) 代り転換社債券を交付する場合には、当社はこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

#### 18. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

#### 19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都中央区においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 20. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第 18 項に定める公告に関する費用
- (2) 第 19 項に定める社債権者集会に関する費用

#### 21. 償還金支払場所

当社本社総務部

#### 22. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 20 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの要否  
払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の割当日

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

平成 19 年 4 月 23 日。ただし、各本社債の払込金額が第 10 項に定める払込期日に当社に払い込まれることを割当ての条件とする。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する)で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1 単元の株式の数は 100 株)が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。「転換価額」とは、本項第(5)号②記載の金額を指すが、本項第 5 号④記載によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

② 転換価額は、152 円とする。

③ 転換価額の修正は行わない。

④ 転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(イ)(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日以降又はかかる発行若しくは処分のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合又は普通株式の無償割当てをする場合調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株式の無償割当てについては、

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下記(=)(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）翌日、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 本項第(5)号④(甲)(i)乃至(iii)の各取引において、当社普通株主のための権利の付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(5)号④(甲)(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。この場合、株券の交付については、第23項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (ニ) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

- (ホ) 上記(ロ)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 資本の減少、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。但し、株式併合の場合は除く。
- (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (ハ) 本第(5)号④により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告する。但し、上記(ロ)(iv)の場合その他適用開始日の前日までに上記公告を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(6) 本新株予約権の行使請求期間

平成 19 年 4 月 24 日から平成 24 年 4 月 9 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第 21 項記載の償還金支払場所に預託されたときまで、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、また④期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成 24 年 4 月 10 日以降に本新株予約権を行使することはできない。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 本新株予約権の取得事由及び消却条件

本新株予約権の取得事由及び消却条件は定めない。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 代用払込に関する事項

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
---

本社債権者が本新株予約権を行使したときはかかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

(11) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

(12) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本第 22 項第(6)号の行使請求期間中に第 27 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 27 項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

23. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後（効力発生日を含む。）4 営業日後までに株券を交付する。

24. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型の新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型の新株予約権付社債であることから、新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、転換価額は、株式会社東京証券取引所における平成 19 年 4 月 5 日当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（1 円未満の端数を切り上げる）152 円とする。

25. 登録機関

該当事項なし

26. 償還金支払事務取扱者及びその取扱場所

当社本社総務部

27. 行使請求受付場所

当社本社総務部

28. 行使請求取次場所

該当事項なし

29. 申込取扱場所

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社本社総務部

30. 調達資金の使途

次のような調達資金の使途を計画しています。

- ① 財務体質の強化
- ② 海外進出及び内外メーカーの買収
- ③ 老朽化した生産設備の廃棄及び最新設備への投資

31. その他

- (1) 本社債の応募額が発行総額に達しないときは、応募額をもって本社債の総額とする。
- (2) 本新株予約権付社債の条件は市場の状況、当社の財政状況、本新株予約権付社債の発行額その他を踏まえ当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (4) 本新株予約権付社債の第三者割当てに関する契約の締結、その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

次のような調達資金の使途を計画しています。

- ① 財務体質の強化
- ② 海外進出及び内外メーカーの買収
- ③ 老朽化した生産設備の廃棄及び最新設備への投資

#### (2) 過去3年間のエクイティ・ファイナンスによって調達した資金の使途

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

現時点において、業績予想に与える影響はございません。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。財務体質の改善及び収益性強化の具体的な施策を確実に実行することにより、中長期的な視点に立った事業の成長と内部留保の回復を目指し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

配当金額は、上記の基本方針に基づいて決定いたします。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	11.38円	27.22円	29.21円
1株当たり年間配当金	－円	－円	3.00円
実績配当性向	－%	－%	10.3%
株主資本当期純利益率	5.3%	11.4%	11.1%
株主資本配当率	－%	－%	1.1%

(注1) 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

(注2) 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成19年4月23日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は44.7%になる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債の新株予約権がすべて転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

但し、本日併せて決議された第1回新株予約権の発行が実施された場合には、潜在

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式数の比率は変更されます。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

(3) 過去3決算期間及び直前の株価の推移

	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期
始 値	1,039 円	780 円	691 円	183 円
高 値	1,230 円	793 円	710 円	190 円
安 値	570 円	632 円	186 円	168 円
終 値	790 円	700 円	188 円	168 円

(注) 平成20年3月期に限り平成19年4月2日から平成19年4月5日までの株価を参考に記載してあります。

(4) 過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
株価収益率	91.4 倍	29.0 倍	24.0 倍
株主資本利益率	5.3%	11.4%	11.1%

(注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期利益(単体)で除した数値であります。また、株主資本利益率は、(単体)決算における当期純利益を株主資本(資本の部の合計)で除した数値であります。

4. 本新株予約権付社債の割当先及び割当額

割当予定先の氏名又は名称		グリーン投資事業有限責任組合1号	
割当転換社債型新株予約権付社債(額面)		金20億円	
払込金額		金20億円	
先 割 の 当 内 予 容 定	住所	東京都中央区日本橋本町3-3-6	
	代表者の氏名	無限責任組合員 松山 浩永	
	事業の内容	投資業務	
当 社 と の 関 係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係等		該当事項はありません。
当該転換社債型新株予約権付社債の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は平成19年4月5日現在におけるものですが、当該割当先には第1回新株予約権を割当てる予定であります。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

5. 本新株予約権付社債発行の日程

平成 19 年 4 月 6 日	転換社債取締役会発行決議
平成 19 年 4 月 6 日	有価証券届出書提出日
平成 19 年 4 月 14 日	有価証券届出書効力発生日
平成 19 年 4 月 23 日	申込期日
平成 19 年 4 月 23 日	払込期日
平成 19 年 4 月 24 日	新株予約権行使開始日
平成 24 年 4 月 8 日	新株予約権行使終了日
平成 24 年 4 月 23 日	償還期日

以上

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 二. 第三者割当による新株予約権発行

### 1. 新株予約権の名称

株式会社宮入バルブ製作所第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」という。）

### 2. 第1回新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 第1回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、第1回新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、65,700株（以下「割当株式数」という。）とする。

第1回新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に第1回新株予約権の総数を乗じた数とする。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、第1回新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第1回新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

### 3. 第1回新株予約権の総数

500個

### 4. 各第1回新株予約権の払込金額

第1回新株予約権1個あたり金105,120円（1株当たり1.6円）

### 5. 第1回新株予約権の払込金額の総額

金52,560,000円

### 6. 申込期間

平成19年4月23日から平成19年4月23日まで

### 7. 割当日及び払込期日

平成19年4月23日

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、第1回新株予約権 250 個をグリーン投資事業有限責任組合 1 号に、第1回新株予約権 250 個をアセットバリュー投資事業有限責任組合に割当てる。

9. 第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 第1回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初152円(以下「当初行使価額」という。)とする。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。ただし、当社が第14項(1)に定める通知又は公告を行った場合、行使価額は当初行使価額の138%(1円未満は切上げる。)に修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、第1回新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により第1回新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受け

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第 1 回新株予約権者に通知する。
12. 第 1 回新株予約権を行使することができる期間  
平成 19 年 4 月 24 日から平成 21 年 4 月 23 日（第 14 項各号に従って第 1 回新株予約権が取得される場合、取得される第 1 回新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。
13. その他の第 1 回新株予約権の行使の条件  
各第 1 回新株予約権の一部行使はできないものとする。
14. 第 1 回新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、会社法第 273 条の規定に従って 30 日前までの事前通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する第 1 回新株予約権の全部を第 1 回新株予約権 1 個につき 105,120 円で取得することができる。
  - (2) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において第 1 回新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法 273 条の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する第 1 回新株予約権の全部を第 1 回新株予約権 1 個につき 105,120 円で取得することができる。
15. 第 1 回新株予約権の譲渡制限  
第 1 回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 第 1 回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 第 1 回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
  - (2) 第 1 回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 第1回新株予約権証券の発行

当社は、第1回新株予約権証券を発行しないものとする。

18. 第1回新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、第1回新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、第1回新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価額であると判断した、金105,120円を第1回新株予約権の1個当たりの払込金額とした。また、第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第9項記載のとおりとし、行使価額は、株式会社東京証券取引所における平成19年4月5日当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる）152円とする。

19. 新株予約権の行使の方法

(1) 第1回新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(2) ① 第1回新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする第1回新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 第1回新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。

③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 第1回新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該第1回新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は第1回新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

20. 株券の交付方法

当社は、第1回新株予約権の行使の効力発生後（効力発生日を含む。）4営業日後までに株券を交付する。但し、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

21. 行使請求受付場所

当社本社総務部

22. 払込取扱場所

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社三井住友銀行 銀座支店

### 23.その他

- (1) その他第1回新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 第1回新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

次のような調達資金の使途を計画しています。

- ① 財務体質の強化
- ② 海外進出及び内外メーカーの買収
- ④ 老朽化した生産設備の廃棄及び最新設備への投資

#### (2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

現時点において、業績予想に与える影響はございません。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。財務体質の改善及び収益性強化の具体的な施策を確実に実行することにより、中長期的な視点に立った事業の成長と内部留保の回復を目指し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

配当金額は、上記の基本方針に基づいて決定いたします。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	11.38円	27.22円	29.21円
1株当たり年間配当金	－円	－円	3.00円
実績配当性向	－%	－%	10.3%
株主資本当期純利益率	5.3%	11.4%	11.1%
株主資本配当率	－%	－%	1.1%

(注1) 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

(注2) 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成 19 年 4 月 23 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 66.8%になる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する第 1 回新株予約権がすべて権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

但し、本日併せて決議された第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が実施された場合には、潜在株式数の比率は変更されます。

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権が全て行使された場合の発行済み株式総数

	増加新株数	発行済み株式数
現 在	—	16,300,000 株
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 の行使による株式数の増加	13,157,000 株	—
第 1 回新株予約権の行使による 株式数の増加	32,850,000 株	—
合 計	46,007,800 株	16,300,000 株

#### (2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

#### (3) 過去 3 決算期間及び直前の株価の推移

	17 年 3 月期	18 年 3 月期	19 年 3 月期	20 年 3 月期
始 値	1,039 円	780 円	691 円	183 円
高 値	1,230 円	793 円	710 円	190 円
安 値	570 円	632 円	186 円	168 円
終 値	790 円	700 円	188 円	168 円

(注) 平成 20 年 3 月期に限り平成 19 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 5 日までの株価を参考に記載してあります。

#### (4) 過去 3 決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
株価収益率	91.4 倍	29.0 倍	24.0 倍
株主資本利益率	5.3%	11.4%	11.1%

(注) 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期利益(単体)で除した数値であります。また、株主資本利益率は、(単体)決算における当期純利益を株主資本（資本の部の合計）で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 新株予約権の割当先及び割当額

割当予定先の氏名又は名称		グリーン投資事業有限責任組合 1 号	
割当新株予約権数		250 個	
払込金額		26,280,000 円	
先 割 の 当 内 容 予 定	住所	東京都中央区日本橋本町 3-3-6	
	代表者の氏名	無限責任組合員 松山 浩永	
	事業の内容	投資業務	
当 社 と の 関 係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係等		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は平成 19 年 4 月 5 日現在におけるものでありますが、当該割当予定先には第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債を割当てる予定であります。

割当予定先の氏名又は名称		アセットバリュー投資事業有限責任組合	
割当新株予約権数		250 個	
払込金額		26,280,000 円	
先 割 の 当 内 容 予 定	住所	東京都渋谷区恵比寿西 1-8-8-704	
	代表者の氏名	無限責任組合員 加藤 勝	
	事業の内容	投資業務	
当 社 と の 関 係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係等		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は平成 19 年 4 月 5 日現在におけるものであります。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 5. 新株予約権発行の日程

平成 19 年 4 月 6 日	新株予約権発行取締役会発行決議
平成 19 年 4 月 6 日	有価証券届出書提出日
平成 19 年 4 月 14 日	有価証券届出書効力発生日
平成 19 年 4 月 23 日	申込期日
平成 19 年 4 月 23 日	払込期日
平成 19 年 4 月 24 日	新株予約権行使開始日
平成 21 年 4 月 23 日	新株予約権行使終了日

#### 6. その他

割当予定先であるグリーン投資事業有限責任組合1号及びアセットバリュー投資事業有限責任組合との間で、第1回新株予約権に譲渡制限を付することを合意する予定であります。また、割当予定先は、第1回新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外に、空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことを合意する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。